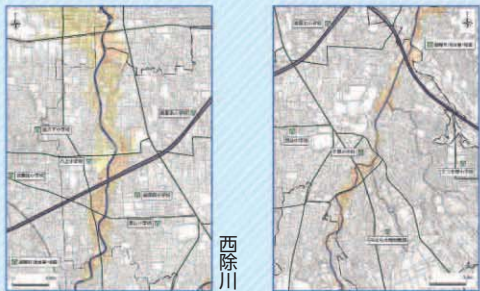


特別警報クラスの大雨 西除川・東除川の大洪水に備えて早めに避難を

西除川と東除川を管理する府は、大雨特別警報が発表されるような大雨が降ったときに、両河川があふれて浸水する範囲や深さを公表しました。このような大雨で、道路が浸かって移動できなくなったり、建物が高水にさらされたりすることがあります。

洪水浸水想定区域図



自宅や職場が浸水の想定される範囲にあるのか、どこへ避難すればいいのかわからないときは、いざというときの行動を事前に確認しておきましょう。対象の世帯や事業所には今月中旬までにチラシを配布します。また、今月中旬から区役所市政情報コーナーなどで配布するほか、市ホームページでもご覧いただけます。広報さかい10・11ページに関連記事あり。

防災課(☎228-7605 FAX222-7339)

- Q 大雨特別警報が発表されるような大雨とは**
- A** これまで経験したことがない大雨が長時間続き、大雨警報が発表される基準をはるかに超え、命に関わる大災害が広範囲で起きることが想定されるか、起きている状況です。
- Q そんな大雨が降ることは、どうして分かるの**
- A** 国が大雨特別警報を発表する可能性があるときは、1日前など事前にテレビやラジオで報道されます。市からは、雨が降り始める前であっても、浸水が想定される範囲の方に避難を呼び掛けます。
- Q どう避難すればいいの**
- A** 避難が必要な範囲の方で、自宅の上階など浸水しない場所に避難することができないときは、マンションや高台など安全な場所に住む親戚や知人の家などに避難するか、市が指定する避難所に避難してください。川の近くは、川の流れて地面が削られ崩れ出すことがあるので注意しましょう。

想定される浸水の深さで取るべき避難行動

浸水の深さ	取るべき避難行動	
0.5m未満	自宅など建物内の安全な場所にとどまる。	
0.5m～3.0m未満	安全に避難できる場合	小・中学校などの指定避難所のほか、安全な場所(浸水が想定される範囲外にある知人の家など)へ避難する。
	危険が迫っている 1階建ての建物	自宅の2階以上など建物内の安全な場所にとどまる。
3.0m～5.0m未満	危険が迫っている 2階建て以上の建物	小・中学校などの指定避難所のほか、安全な場所(浸水が想定される範囲外にある知人の家など)へ避難する。ただし、安全に避難できない場合は、コンクリート造など頑丈な建物の3階以上にとどまる。



美原区古代米プロジェクト 古代米を使った商品を開発

美原区古代米プロジェクトの協力事業者が、古代米を使った商品を開発しました。

▷パティスリー KAZU(美原区黒山440-5)＝美原の古代米クッキー【下左写真】。揚げた古代米をトッピングしているので、香ばしい風味です。また、オートミールを加えた生地でサクサクと軽い食感を楽しめます。



▷ナチュラルコスモ・三上(堺区四条通6-10)＝古墳せっけん【下右写真】。前方後円墳の形に切り抜いたせっけん。

古代米のぬかから抽出したエキスのほかに、東区で育てたシソや美原区で育てたレモンと温州ミカンを使用するなど、堺産の原料が使われています。

商品については、パティスリー KAZU(☎362-7111)、三上(☎224-0210 FAX224-0233)、同プロジェクトについては、美原区役所企画総務課(☎363-9311 FAX362-7532)



就学援助金(小・中学生)の申請を受付

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために延期していた、就学援助金の申請を受付します。

申請は、市ホームページか学校から配布される申請書を学務課へ郵送(〒590-8501(住所不要) ☎228-7485 FAX228-7256)(6月30日消印有効)か、6月16～30日(土・日曜日を除く)に在籍する学校か美原区役所

本館3階301会議室(午前9時～午後5時15分)で。詳しくは、学校で配布する「就学援助制度のお知らせ」や広報さかい5ページ、市ホームページ参照。
また、同感染症の拡大状況を踏まえ、再度延期する可能性があります。



奨学金(高校生など)の申請を受付

経済的な理由で、高校などの修学にお困りの高校1年生(本年度入学者)と支援学校高等部(専攻科を除く)在学生に年額3万2,000円の奨学金を給付します(所得など審査あり)。ただし、府が実施する「奨学のための給付金」を受給できる方(生活保護(生業扶助)受給世帯、府民税・市民税所得割額の合算額が非課税の世帯)を除く。

申請は、市ホームページにある申

請書(7月1日からダウンロード可)を学務課へ郵送(〒590-8501(住所不要) ☎228-7485 FAX228-7256)(7月10日消印有効)か、7月1～10日(土・日曜日を除く)に美原区役所本館3階302B会議室(午前9時～午後5時15分)で。選考480人。詳しくは、広報さかい9ページや市ホームページ参照。新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ、延期する可能性があります。

〒587-8585 美原区黒山167-1
ホームページ <http://www.city.sakai.lg.jp/mihara/index.html>
携帯サイト <http://www.city.sakai.lg.jp/i/mihara/index.html>



- 市民課 ☎363-9313 FAX363-1586
- 子育て支援課 ☎341-6411 (子育て相談等 ☎363-4151) FAX341-0611
- 生活支援課 ☎363-9315 FAX362-0767
- 企画総務課 (美原区選挙管理委員会事務局) ☎363-9311 FAX362-7532
- 自治推進課 ☎363-9312 FAX361-1817
- 美原保健センター (美原区黒山782-11) ☎362-8681 FAX362-8676
- 美原基幹型包括支援センター ☎361-1950 FAX361-1960
- 美原区障害者基幹相談支援センター (別館) ☎361-1883 FAX361-4444
- 堺市社会福祉協議会美原区事務所 ☎369-2040 FAX369-2060
- 地域福祉課 ☎363-9316 FAX362-0767
- 保険年金課 ☎363-9314 FAX363-0020

- 美原第1地域包括支援センター (高齢者の生活支援に関すること) ☎369-3070 FAX369-3038
- 北部地域整備事務所 (道路の維持・補修工事など) ☎258-6782 FAX258-6843
- 上下水道局お客様センター (水道・下水道に関すること) ☎0570-02-1132(ナビダイヤル) または251-1132 FAX252-4132
- 原池公園事務所 ☎276-6818 FAX279-9711
- 環境業務課指導係 (生活ごみなどの収集) ☎228-7429 FAX229-4454
- 粗大ごみ受付センター ☎0120-00-8400
- 市税事務所<三國ヶ丘庁舎> 携帯電話からは☎06-6485-5048
- 法人諸税課 (軽自動車税に関すること) ☎231-9741 FAX251-5631
- 市民税課 (個人市民税・府民税に関すること) ☎231-9754 FAX251-5632
- 固定資産税課 (固定資産税に関すること) ☎231-9764 FAX251-5633
- 納税課 (納税に関すること) ☎231-9773 FAX251-5634